

仕様書

1 賃貸借物件

- (1) 施設名称：神奈川県立伊勢原射撃場
- (2) 所在地：伊勢原市上粕屋2380番地
- (3) 貸付対象：射撃場管理棟、実包火薬庫
- (4) 面積：34.80平方メートル（射撃場管理棟：14.80平方メートル、実包火薬庫：20.00平方メートル）
- (5) 用途：実包等販売所

2 契約に関する条件

(1) 契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく、行政財産の貸付けにより契約を締結する。契約方法は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく、定期建物賃貸借契約とする。

(2) 賃貸借期間

ア 賃貸借期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

※ 賃貸借期間満了時において、本契約は終了するものとし、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）はしない。

※ 賃貸借期間には原状回復に要する期間を含む。

イ 県は、賃貸借期間の満了の1年前から6か月前までの間に、実包等販売所運営事業者（以下「事業者」という。）に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 実包等販売所（実包火薬庫を含む。以下同じ。）の運営に関する条件

(1) 販売品目

販売する品目については、基本的に自由であるが、次の点に留意すること。

ア 公の施設内であることを考慮し、市価と比較して適正な価格設定と努めること。

イ 販売する品目は、クレー射撃及びライフル射撃に係る実包等を備えること。

(2) 実包等販売所の営業日及び営業時間

ア 営業日

施設の休場日を除く日

休場日：(ア) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたることを除く。）

(イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日にあたることを除く。）

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、施設の指定管理者が知事の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることがあります。

イ 営業時間

施設の開場時間の範囲内で設定してください。

開場時間：(ア) 1月1日から3月31日まで及び10月1日から12月31日まで
午前8時30分から午後4時30分まで

(イ) 4月1日から9月30日まで
午前8時30分から午後6時まで

ただし、施設の指定管理者が知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することがあります。

(3) 販売営業許可、火薬庫設置等許可等

火薬類取締法に基づく販売営業許可の申請及び火薬庫承継届の提出等、その他法令で定める諸官庁への申請、届出等の手続き及び費用については、全て事業者の負担において行うこと。

(4) 責任者及び従業員

事業者は、実包等の貯蔵にあたり、火薬類取締法に基づく責任者を定め、火薬庫の保安について監督にあたらせること。

(5) 関係法令の遵守等

事業者は、実包等販売所の運営にあたっては、火薬類取締法その他関連法令の規定にしたがい、その目的を達成するように努めなければならない。万一、事故を引き起こした場合は、速やかにその原因を調査し、その責任を負うものとする。

(6) 火薬庫の承継

令和5年度時点の事業者から変更となる場合には、新たな事業者は実包等の販売を開始するまでに、従前の事業者より火薬類取締法上必要な権利関係等を承継するものとする。その際、新たな事業者は、従前の事業者が実包火薬庫内の実包等を新たな事業者に譲渡する旨の協議を申し出た場合、協議に応じるものとする。

また、賃貸借期間終了後は、速やかに後任の事業者に火薬類取締法上必要な権利関係等を承継させるものとする。

(7) その他

ア 実包等販売所は、全面禁煙とする。

イ 事業者は、実包等の仕入れその他実包等販売所運営上の商取引については、その一切を自己の名義において行い、県の名義の使用その他県の行為等になるとと思われる名称等を用いてはならない。

ウ 事業者は、実包等について災害が発生する等、万一の場合に備えて施設所有管理者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入すること。

エ 事業者は、実包火薬庫及び庫外貯蔵庫に火薬類取締法に基づく警鳴装置または自動警報装置を自己の負担により設置し管理すること。

オ 事業者は、実包等販売所及び実包火薬庫の改修、増築、移設及び修繕に係る費用を負担すること。なお、改修、増築、移設及び修繕は、県と協議の上、実施すること。

カ 事業者は、実包等販売所のスペースの貸付料とは別に、光熱水費等を負担すること。この場合、子メーターを自己の負担により設置すること。

なお、契約の終了、解除に伴い子メーターを撤去する際の費用負担も同様とする。

キ 県は、貸し付けたスペースを公用または公共用に供する必要が生じた場合等には、期間の満了前に年度途中で契約を解除する場合がある。

ク 事業者は、契約期間が満了したとき、または契約を解除等したときは、自己の負担により、県が指定する日までに、貸付場所を原状に回復して返還すること。ただし、県が特に認めた場合は、この限りではない。

ケ 事業者は、アンケートなどにより利用者から意見聴取を行い、実包等販売所の運営改善に努めること。

コ 事業者は、実包等販売所の利用状況について適切に管理し、県からの実包等販売所運營業務に関する各種調査及び資料作成に協力すること。

4 売上状況等の報告

事業者は、実包等販売所の売上状況について、毎年4月10日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

5 事故及び苦情等の報告

事業者は、実包等販売所の運営において、事故や利用者からの苦情等があった場合は、速やかに対応するとともに、報告すること。

6 実包等販売所の安全確保及び防犯

事業者は、安全確保と防犯に努めることとする。

防犯カメラは、必要に応じて設置することとし、防犯カメラで記録した映像データの個人情報保護については万全の管理を行い、その映像データについて、消去、上書等の処分方法により、漏洩防止措置を行うこと。

また、防犯カメラが作動中であることを表示し、実包等販売所利用者に周知すること。

7 その他

ア 物件の賃貸借は令和6年4月1日からであるが、実包等の販売は令和6年4月1日以降かつ火薬類取締法に基づく販売営業許可を受ける他に、その他法令が定める諸官庁への申請、届出等の手続きが完了してから販売するものとする。なお、物件の貸付料は令和6年4月1日から発生するものとする。

イ この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度事業者と県とで協議の上、定めるものとする。